

第2回非上場株式の評価の在り方に関する委員会 議事概要

「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン案」についての審議が行われ、各委員から以下のとおりコメントが出された。

- ・本ガイドラインにより、専門家が民法特例における株式の評価額の証明業務を円滑に行うことができるようになるだろう。
- ・民法特例を利用するためには株式の贈与が必要であり、その際に課される贈与税を算定するための税法上の株式の評価額と本ガイドラインに基づいた株式の評価額との間に差異が生じる可能性があるが、この差異から生じる実務上の問題についてもしっかりと整理している。
- ・本ガイドラインは、遺留分権利者間の利害調整を目的として取りまとめたものであるが、民法特例を利用する際の裁判所の許可判断の基準となるだけでなく、民法特例を利用しない場合の株式の評価においても実務上活用され、大きな役割を果たしていくものと思う。
- ・「評価額が統一的に決まらなければ実務上使えないのではないか」という議論もあるが、本来、物の価値というのは、個々の状況において判断すべきものである。確かに、税法上の評価では、課税の公平性の観点から、統一的に評価するよう国税庁長官から通達が出されている。しかし、この通達と本ガイドラインは位置づけが全く異なる。本ガイドラインは、専門家が評価を行う際のメルクマールとして提示するものである。
- ・後継者に株式を集中させることが事業承継において重要であり、遺留分が課題であった。本ガイドラインを活用して、民法特例の固定合意を利用すれば、企業価値の上昇を気にすることなく、イノベーションや事業拡大が可能となり、雇用確保や地域経済の活力維持につながる。今後、広く周知をしていくべきと考えている。

審議の後、委員会としてガイドライン案が了承された。

以上